

第5章 計画の推進

健康づくりの主役は、市民であり、日常生活において市民一人ひとりが主体的に健康づくりを実践していくことが求められます。

推進にあたっては、充実した人生を送るという生活の質の向上を目的に、人づくりに重点をおき、健康づくりに主体的に意欲をもって取り組む人を育てることを基本にします。

1 推進の手法

市民協働活動を主体に推進します。

「ほっとHOT・中条」及び「にこ楽・たいない」を健康づくり活動の拠点に、人とふれあい、分かち合い、楽しみながら活動することが生きがいにつながり、健康づくりにつながっているということを実感する人たちを増やし、その人の輪を市全体に広げていくことで計画を推進していきます。また、庁内各課をはじめ、医療、福祉、教育、産業、環境等あらゆる分野の関係機関及び団体と連携を図り、協力体制をとりながら健康づくりを推進していきます。

2 推進組織

平成17年9月1日、胎内市の合併に伴い、胎内市における総合的な健康づくりを推進するため「胎内市健康づくり推進協議会」が設置されました。市民の健康増進を図るため、保健計画の策定や各種健康診断・健康教育など、健康づくりのための方策について協議を行っています。この協議会は医療、教育、事業所、地区組織や関係行政機関代表等で構成されています。この「胎内市健康づくり推進協議会」を本計画推進組織として位置付け、計画の進捗状況を確認し、計画が事業展開につながっているかを検証するとともに、目標達成のための進行管理と推進について協議していきます。

「元気ふれあい広め隊」を中心に、胎内市食生活改善推進委員協議会や胎内市保健推進員など様々な組織とともに市民協働の健康づくり活動を推進していきます。

3 重点課題の計画の推進

第1章に掲げている胎内市の健康づくりの基本理念「その人らしい豊かな人生の構築」の実現のため、次の4つを重点健康課題とし、対策を進めていきます。

- ① 生活習慣病対策を推進します。
- ② 歯科保健対策を推進します。
- ③ 自殺予防対策を推進します。
- ④ 市民協働による元気づくり活動を推進します。